

# 学校の働き方改革の実現に向けて

教育委員会  
よりお知らせ

いま、社会全体で働き方改革が進められていますが、学校の働き方改革も待ったなしの状況です。文部科学省は、令和2年1月に業務を行う時間の上限について「指針」を定めました。今後は、この上限を参考に各教育委員会で方針を定め、学校の教育活動を行っていかねばなりません。

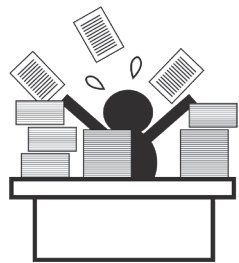
**教員が時間外に業務を行う時間の上限は、  
月45時間、年間360時間以下となります。**



令和2年1月告示  
文部科学省指針

※児童生徒などに係る臨時的な特別の事情で勤務せざるを得ない場合、上限時間については下記のとおり  
【月100時間未満、年720時間以下、2～6カ月の平均が80時間以下、月45時間超は年6月まで】

保護者・地域の皆さまには「教員の業務時間が減ってしまうと、子どもたちとの関わりが減り、教育に影響がでるのでは」といったご心配もあるかと思いますが、働き方改革の目的は、教育の質の向上です。



今までにない激動の時代を生き抜く力を子どもたちに身に付けさせるためには、これまでの教員の働き方を見直し、授業やその準備をはじめとした、教員にしかできない教育活動に全力投球できる環境をきちんと準備することが必要です。

日野町教育委員会としても、鳥取県教育委員会と連携して指針を踏まえた方針を策定し、学校における働き方改革の取り組みを一層推進することとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 働き方改革の取り組み

### 1. 部活動の適正な実施

学校教育における部活動は、学校教育活動の一環として教育的意義を有するものですが、適切な休養を伴わない活動は、逆に生徒や教職員にとって心身の健康を損ねる結果を招くことになります。

そこで日野町教育委員会は、生徒の心身ともに健全な育成を図るため、「上限方針を遵守しつつ、可能な限り部活動指導に従事する」という考え方のもとに、関係団体などの理解や協力を得ながら、以下のとおり取り組みを行います。

▼「日野町立日野中学校に係る運動部活動の方針」「日野町立日野中学校に係る文化部活動の方針」に記載されている適切な活動時間の設定

【活動時間】平日2時間程度、休日3時間程度 【部活動休養日】週当たり2日（平日1日、土日1日）

▼「部活動外部指導者」などの外部人材の活用を推進します。

▼合同部活動や、可能な限り短時間で効果的・効率的な指導の推進を図ります。



### 2. 時間外業務の削減・教職員の意識改革

▼夏季休業中や冬季休業中に閉庁日を導入することなど、時間外業務の削減に向けた環境づくりを推進します。

▼より効果的な教育活動を行うために、学校行事の見直し（廃止や内容・時期の変更）について学校と協議します。

▼勤務時間以降の早期退勤を積極的に推奨します。

▼各学校における業務改善の取り組みや研修を通して、教職員の勤務時間に対する意識の向上を図ります。さらに、会議時間の短縮などにより、「児童生徒と関わったり授業の準備をしたりする時間がない」「時間外に業務をせざるを得ない」などの状況を改善します。

### 3. 外部人材の活用

地域学校協働活動ボランティアをはじめとして、地域の皆さまの協力を得ることで、教職員の負担軽減に努めます。

一人一人の児童生徒に  
向き合える環境を整える  
ため、保護者・地域の  
皆さまのご理解とご  
協力をお願いします



問合せ先 / 町教育委員会（電話 72-2107）

# 子育て世帯臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給します。

**公務員**は、給付を受けるために  
申請書の提出が必要です。

申請をするためには、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明が必要ですので、申請書に必要事項を記載し、所属庁の証明を受けた上で、申請してください。

## 支給対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している人

※令和2年4月分の特例給付（一律5,000円）を受給している人は、支給対象者になりません。

## 対象児童

児童手当の令和2年4月分の対象児童（令和2年3月31日生まれまで）

※ただし、令和2年3月分の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合なども対象です。

## 支給先

原則として、令和2年4月分（または3月分）の児童手当の振込先口座

※児童手当の振込先口座の解約・変更などにより振り込みができない場合は、児童手当の口座変更の手続きなどをしてください。令和2年12月末日までに振り込みができない場合は、子育て世帯への臨時給付金が支給されません。

## 支給額

対象児童1人につき10,000円

## 申請の流れ（公務員支給対象者の人）

令和2年3月31日時点で住民票のある市町村に対して申請してください。4月1日以降に転入した方は、3月31日時点で住民票のあった市区町村が申請先です。

※令和2年3月分の児童手当の対象となっている児童のみを監護している場合は、令和2年2月29日時点で住民票のある市区町村が申請先です。

- ①所属庁から申請書の配布を受けた後、必要事項を記載の上、当該所属庁に記載済みの申請書を提出してください。
- ②所属庁は、申請者の令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給証明を行い、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に必要な事項を記載して、申請者に交付します。
- ③申請書が交付された後、申請先の市区町村の申請受付期間、申請方法などを確認し、申請してください。

申請内容に不明な点があった場合、日野町から問い合わせを行うことができますが、ATMの操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

## 提出書類

- ①申請書
- ②振込口座が確認できる書類（申請書に貼り付けまたは同封して提出してください）  
金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し

## 日野町の申請期間

令和2年6月1日から9月30日



【問合せ先】 役場健康福祉課（電話 72-1852）